

# 一般社団法人 婦人科がん臨床試験コンソーシアム

## 会員規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人婦人科がん臨床試験コンソーシアム（以下「当法人」という。）の定款（以下「定款」という。）第3条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条の規定に基づき、会員の制度等について定める。なお、この規程が使用する用語は、定款に準じるものとする。

### (会員の種別)

第2条 当法人の会員の種別は、定款第6条の規定に基づき次のとおり定める。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 施設会員 この法人の目的に賛同して団体として入会した施設
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助する為に入会した個人及び団体

第3条 当法人の入会は、定款第7条の規定に基づき次のとおり定める。

1. 正会員及び施設会員は、婦人科がん臨床試験、研究に積極的に取り組むものあるいは医療施設とする。
2. 正会員あるいは施設会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
3. 理事長は、前項の入会申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認める。
4. 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
5. 賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、会員となる。

### (入会金及び会費)

第4条 会員は定款第8条の規定に基づき、本会員規程に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員  
年会費 5,000 円
- (2) 施設会員  
年会費 10,000 円

(3) 賛助会員

個人 入会金 10,000 円 年会費 (一口) 10,000 円

団体 入会金 100,000 円 年会費 (一口) 100,000 円

(資格の取得)

第5条 第3条第2項及び第5項の入会年月日は、理事長へ申し出た日とする。

(権利義務)

第6条 会員の権利義務を次項以下のとおり定める。

1. 正会員の権利義務に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会費を納めなければならない。
- (2) 総会へ参加できる。正会員は総会において議決権を有する。
- (3) 総会の決議を遵守しなければならない。
- (4) 氏名・所属等、入会申込書に記載の事項に変更がある場合には、速やかに届け出なければならない。
- (5) その他定款及び規程等に定められるところの権利を行使し義務を負う。

2. 賛助会員の権利義務に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会費を納めなければならない。
- (2) 総会へ参加できる。ただし、総会において議決権を有しない。
- (3) 当法人主催の教育セミナーに2名まで参加できる。
- (4) 当法人ホームページに企業名を掲載し URL をリンクできる。
- (5) 社名・住所・担当者等、入会申込書に記載の事項に変更がある場合には、速やかに届け出なければならない。
- (6) その他定款及び規程等に定められるところの権利を行使し義務を負う。
- (7) ただし、前第2号、第3号及び第4号については会費滞納の間はこれを停止する。

3. 施設会員の権利義務については必要に応じて協議する。

4. 上記に定める各会員の権利義務は、入会申込日に発生し、入会が認められないことが明らかとなった場合には遡ってその権利義務を失うものとする。ただし、既に履行された権利義務の内容に影響を及ぼさないものとする。

(休会)

第7条 正会員はやむを得ない理由により休会することができる。休会中は会費納入を免除する。ただし当該期間は会員としての権利を行使できない。

(会員の資格喪失)

第 8 条 会員の資格喪失については、定款第 9 条の規定に基づき次のとおり定める。

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け又は、施設会員及び賛助会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して 3 年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第 9 条 退会については、定款第 10 条の規定に基づき次のとおり定める。

会員は、退会届を当法人理事長へ提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第 10 条 除名については、定款第 11 条の規定に基づき次のとおり定める。

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
  - (1) 定款に違反したとき
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第 11 条 拠出金品の不返還については、定款第 12 条の規定に基づき次のとおり定める。

既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

(会員資格の復活)

第 12 条 第 8 条第 3 号の規定により会員資格を喪失した者が、会員資格の復活を希望するときは、過年度分の会費を納め、理事長あてに復活希望の理由を提出することにより継続して会員であったものとみなす。

(再入会)

第 13 条 前条の会員資格を復活した者を除き、退会した者が再度入会しようとするときは、第 3 条第 2 項、第 5 項の規定に基づき新規入会手続きを行わ

なければならない。

(通知)

第 14 条 当法人に入会した正会員・施設会員及び賛助会員に対する入会通知は第 4 条に定める会費の納入請求の送付をもって通知に代える。

2. 当法人を退会した前項の会員に対する退会通知は、申し出を行った翌事業年度の会費納入請求の送付を行わないことによって、会員への通知を行ったものとみなす。

(個人情報)

第 15 条 当法人は定款第 3 条に規定した目的のため、会員相互の連絡に必要な場合、事前に承諾を得ている者の個人情報を開示する。開示を受けた者は前記した目的以外で個人情報を使用してはならない。

(補足)

第 16 条 この規程に定めがなく、実施上補足する事項について、その都度理事会の定めるところによる。

(規程の変更等)

第 17 条 この規程は、理事会の決議によって変更又は廃止することができる。

平成 29 年 10 月 27 日 制定

令和 2 年 6 月 3 日 改定

令和 5 年 8 月 18 日 改定